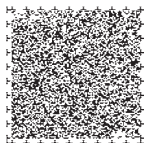
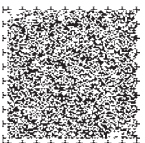


參考資料

第3部





# 1 関連計画等一覧

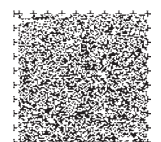
港区地域保健福祉計画は、港区の他の個別計画等と連携を図っています。

各分野の「施策の全体像」のページにおいて、アイコンで小項目ごとに関連する計画等を示しています。

名称等	内容	アイコン
港区住宅基本計画	住宅に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる計画であり、国による住生活基本計画、東京都による東京都住宅マスタープランと整合したものととなります。	
港区バリアフリー基本構想	高齢者、障害者など誰もが安全に安心して快適に移動できるバリアフリー空間の計画的な整備を進めていく方針を定める基本構想です。	
港区地域防災計画	区及び地域における防災関係機関がその全機能を有効に発揮して、その所掌に係る震災予防・震災応急対策や震災復興を計画的に実施することにより、区民の生命や身体、財産を災害から保護することを目的とした計画です。	
港区文化芸術振興プラン	「多様な人と文化が共生し文化芸術を通じて皆の幸せをめざす世界に開かれた『文化の港』」を将来像とし、誰もが文化芸術を通じて心ゆたかで潤いのある生活を送ることができる社会をめざす計画です。	
港区国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)	健康・医療情報を活用した、効果的かつ効率的な保健事業を実施することで、被保険者の健康を保持増進することを目的とした計画です。	
港区国民健康保険特定健康診査等実施計画	被保険者に対して実施する、特定健康診査、特定保健指導の実施方法や目標に関する基本的な事項を定めた計画です。	
港区食品衛生監視指導計画	「食品衛生法」第24条の規定に基づき定める、食品等に起因する衛生上の危害の発生や拡大を防止し、区民の食の安全・安心を確保することを目的とした計画です。	
港区子ども・子育て支援事業計画	幼児期の教育・保育、子育て支援のニーズを把握し、幼稚園・保育園及び地域子ども・子育て支援事業等の提供体制や質の確保を計画的に推進することを目的とした計画です。	
港区学校教育推進計画	子どもたちや学校を取り巻く環境の変化、これまでの取組と成果、区民ニーズ等を踏まえた上で、区立幼稚園、小・中学校における教育の更なる充実・発展、魅力ある学校づくりを着実に推進するための基本的な考え方や施策、具体的な取組を示した計画です。	
港区幼児教育振興アクションプラン	公私立幼稚園で協議を重ね、港区全体の幼稚園教育の更なる充実をめざすとともに、港区全体の幼児期の教育をリードする総合的な行動計画です。	
港区スポーツ推進計画	区民の「する」「みる」「ささえる」スポーツ活動の拡大に向けた具体的な取組と今後のスポーツ施策の基本的な方向性を示した計画です。	
港区生涯学習推進計画	区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。	



関連計画等の詳細



## 2 くらしと健康の調査の実施概要

区における高齢者、障害者及び一般区民の新型コロナウイルス感染症感染拡大による社会変化後の課題や区民ニーズ、実態を的確に把握し、「港区地域保健福祉計画」等の改定の基礎資料とするため、令和4（2022）年度に「くらしと健康の調査—コロナ禍における保健福祉に関する調査—」を実施しました。

くらしと健康の調査では、高齢者調査、障害者調査、一般区民調査の3つの調査を実施しています。

※調査の詳細は、こちらからご覧いただけます。



### 【調査概要】

調査名称	調査名称	抽出条件・配布数	回収数(回答率)
高齢者	高齢者	無作為抽出：配布 4,000 件	2,252 件(56.3%)
	介護サービス事業所	調査対象者全数：配布 272 件	136 件(50.0%)
障害者	身体障害者	調査対象者全数：配布 2,581 件	1,322 件(51.2%)
	知的障害者	調査対象者全数：配布 516 件	249 件(48.3%)
	精神障害者	調査対象者全数：配布 1,375 件	511 件(37.2%)
	障害児	調査対象者全数：配布 453 件	199 件(43.9%)
	難病患者等	調査対象者全数：配布 948 件	529 件(55.8%)
一般区民		港区在住の 15 歳以上 65 歳未満の区民から無作為抽出：配布 3,000 件	941 件(31.4%)

■調査方法：郵送により配布、郵送又はWEBにより回収

■調査期間：令和4（2022）年7月28日（木）～8月19日（金）

### ■主な調査内容

#### ○高齢者

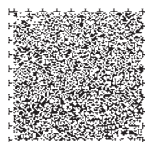
- ・生活状況等について
- ・災害に対する備えと災害時の行動について
- ・主な介護者について
- ・介護事業所の経営全般について
- ・介護事業者に対する行政支援について

#### ○障害者

- ・親、保護者の就労状況等について
- ・余暇活動・文化芸術活動について
- ・居住の場について
- ・災害に対する備えと災害時の行動について
- ・偏見・差別について
- ・行政支援・団体支援について
- ・将来の生活について

#### ○一般区民

- ・感染症について
- ・ドメスティックバイオレンス（DV）について
- ・児童虐待について
- ・里親制度について
- ・ひきこもりについて
- ・コロナ禍における経済面の変化について
- ・地域活動・社会活動について



### 3 港区の自殺対策について（区政モニターアンケート）の実施概要

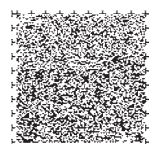
区では、自殺率の軽減を目指し、平成 31（2019）年 3 月に港区自殺対策推進計画（改定版）（令和元（2019）年度～令和 5（2023）年度）を策定し、各種事業を展開しています。次期計画策定の基礎資料として、自殺に関する意識などの実態を把握し、今後の施策の参考とするため調査を実施しました。

※調査の詳細は、こちらからご覧いただけます。



#### 【調査概要】

- 調査方法：郵送により配布、郵送又はWEBにより回収
- 調査期間：令和 4（2022）年 9 月 1 日（木）～9 月 15 日（木）
- 調査対象者：令和 4（2022）年度区政モニター 766 名
- 回答数等：回収数 541 件、回収率 70.6%
- 主な調査内容
  - ・家計の状況について
  - ・相談相手について
  - ・相談を受けた経験について
  - ・ゲートキーパーの認知度について
  - ・港区の自殺対策の取組の認知度について



## 4 ヤングケアラー実態調査の実施概要

区ではヤングケアラー（本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている 18 歳未満の子どものこと。）の実態を正確に把握し、必要な支援につなげる対応策に取り組むことを目的として、ヤングケアラーの実態調査を実施しました。

※調査の詳細は、こちらからご覧いただけます。



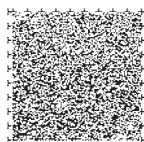
### 【調査概要】

対象	調査方法	配布数	回収数(回答率)
①区立小学校に在籍している 小学1～3年生	学校で、学習用タブレット端末を利用して回答	5,430人	4,550人 (83.8%)
②区立小学校に在籍している 小学4～6年生	学校で、学習用タブレット端末を利用して回答	4,893人	4,409人 (90.1%)
③中学生	区立中学校在籍者は、学校で学習用タブレット端末を利用して回答 区立中学校在籍者以外は、郵送で依頼し、紙媒体又はオンラインで回答	5,761人	2,711人 (47.1%)
④高校生世代	郵送で依頼し、紙媒体又はオンラインで回答	4,813人	887人 (18.4%)
⑤高齢者・障害者・子育て家庭の支援に関わる事業所 (区立小・中学校を除く)	郵送又は電子メールで依頼し、紙媒体又はオンラインで回答	317事業所	180事業所 (56.8%)
⑥区立小・中学校	電子メールで依頼し、オンラインで回答	29校	29校 (100.0%)

■調査期間：令和4（2022）年9月14日（水）～10月14日（金）

### ■主な調査内容

- ・ヤングケアラーの認知度
- 子ども向け調査
  - ・家族の世話の状況
  - ・世話をしていることによる生活への支障
  - ・必要とする手助けの内容
- 事業所向け調査
  - ・ヤングケアラーに気付いたきっかけ
  - ・支援を行うにあたり困難と感ずること
- 小中学校向け調査
  - ・実態把握の状況
  - ・支援を行うにあたり困難と感ずること



## 5 港区地域保健福祉推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 区における地域保健福祉施策の計画的な推進を図るため、港区地域保健福祉推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 港区地域保健福祉計画の策定及び見直しに関する事項
- (2) 港区地域保健福祉計画に基づく事業の推進に関する事項
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、区長が委嘱する30人以内の委員をもって構成する。

2 前項委員のうち公募区民は10人以内とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から第2条第1号の港区地域保健福祉計画に係る協議が終了した日の属する年度の末日までとする。

2 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(組織)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員が互選により定め、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(分科会)

第6条 検討事項を専門的に調査検討するために、協議会の下に分科会を置くことができる。

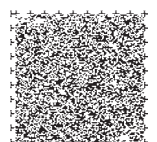
2 分科会は、協議会の委員をもって構成する。

3 分科会に座長を置き、座長は協議会会長の指名する委員をもって充てる。

4 座長は、分科会を招集し、分科会を主宰し、調査検討の経過及び結果を委員会に報告する。

5 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する分科会会員がその職務を代理する。

6 座長は、必要に応じ、分科会に分科会会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。



(会議)

第7条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第8条 会議は原則として、公開する。ただし、委員の過半数の同意を得て、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成11年6月21日から施行する。
- 2 東京都港区地域保健医療推進協議会設置要綱（平成4年7月1日付4港保保第314号）は廃止する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月1日から施行する。

付 則

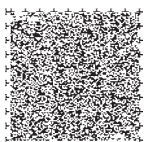
- 1 この要綱は、平成23年3月15日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、既にこの要綱による改正前の港区地域保健福祉推進協議会設置要綱第4条第1項の規定により区長が委嘱した委員の任期は、改正後の港区地域保健福祉推進協議会設置要綱第4条第1項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から平成24年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。



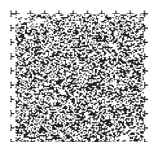


## 6 港区地域保健福祉推進協議会委員名簿

分野	区分	所属等	氏名
全体	学識経験者	明治学院大学名誉教授	◎河合 克義
高齢者	学識経験者	明治学院大学名誉教授	○岡本 多喜子
	関係団体等	港区社会福祉協議会事務局長	奥野 佳宏
		港区介護事業者連絡協議会居宅介護支援部会副会長	川名 順子
		港区介護事業者連絡協議会通所介護部会副会長	北澤 茂雄
	公募区民	公募区民	人見 かおり
		公募区民	福士 寿美江
障害者	学識経験者	東洋大学福祉社会デザイン学部東洋大学社会貢献センター長	高山 直樹
		立教大学コミュニティ福祉研究所研究員	丸山 晃
	関係団体等	東京都立港特別支援学校校長	岡戸 良雄
		港区心身障害児・者団体連合会副会長 港区手をつなぐ親の会会長	吉田 佳子
	公募区民	公募区民	高井 玲子
		公募区民	永廣 証人
健康づくり・保健	学識経験者	聖路加国際大学名誉教授	遠藤 弘良
		国際医療福祉大学大学院 医学研究科公衆衛生学専攻教授	津金 昌一郎
	関係団体等	東京都港区医師会会長	坪田 淳
		東京都港区芝歯科医師会会長	岡崎 正史
		東京都港区麻布・赤坂歯科医師会会長	綱島 俊幸
		東京都港区薬剤師会副会長	龍岡 健一
	公募区民	公募区民	二藤 泰明
公募区民		芳賀 勲	
子ども・子育て	学識経験者	共立女子大学家政学部学部長	白川 佳子
	関係団体等	港区民生委員・児童委員協議会会長	田中 泉
		港区民生委員・児童委員協議会麻布地区主任児童委員	宇野 宏
		港区立小学校PTA連合会相談役	大島 俊建
	公募区民	公募区民	小野 春奈
		公募区民	クオン 真寿美

◎：会長 ○：副会長

令和5(2023)年10月18日現在



総論  
計画  
子育て  
高齢者  
障害者  
健康づくり・保健  
生活福祉  
地域福祉  
分野横断的取組  
参考資料

## 7 港区地域保健福祉推進本部設置要綱

### (設置)

第1条 都心区港区の地域特性を踏まえた地域福祉及び地域保健の推進を図り、夢のあるとともに健やかにいきいきと暮らすことのできるまちづくりを実現するため、港区地域保健福祉推進本部（以下「本部」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 本部は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 港区地域保健福祉計画の改定及び推進に関すること。
- (2) 地域福祉及び地域保健事業の実施並びに調整に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、保健福祉支援部長をもって充て、本部を招集し、主宰する。
- 3 副本部長は、みなと保健所長及び子ども家庭支援部長をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、総合支所区民課長の代表、保健福祉支援部高齢者支援課長、保健福祉支援部介護保険課長、保健福祉支援部障害者福祉課長、保健福祉支援部生活福祉調整課長、みなと保健所健康推進課長、子ども家庭支援部子ども政策課長及び教育委員会事務局学校教育部教育指導担当課長をもって充てる。

### (会議)

第4条 本部は、本部員の定数の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

- 2 本部長は、必要に応じ、本部会議に本部員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

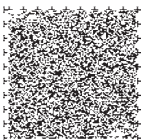
### (部会)

第5条 本部は必要に応じて、部会を置くことができる。

- 2 部会は、本部長の指名する部会長、副部会長及び部会員をもって構成する。
- 3 部会長は、部会を招集し、主宰し、調査・検討の経過及び結果を本部に報告する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 部会長は、必要に応じ、部会に部会員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 本部の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。



(委任)

第7条 この要綱に定めのあるもののほか本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成6年4月20日から施行する。
- 2 東京都港区地域福祉計画策定委員会設置要綱（平成5年2月1日付4港厚管第439号）は廃止する。

付 則

(略)

総論

分野ごとの  
計画子ども・  
子育て

高齢者

障害者

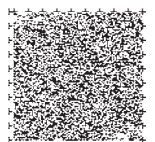
健康づくり・  
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的  
取組

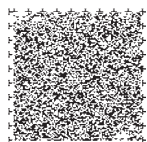
参考資料



## 8 港区地域保健福祉推進本部委員名簿

役 職	職 名	氏 名
本部長	保健福祉支援部長	山 本 睦 美
副本部長	みなと保健所長	笠 松 恒 司
	子ども家庭支援部長	中 島 博 子
本部員	保健福祉支援部高齢者支援課長	白 石 直 也
	保健福祉支援部介護保険課長	安 達 佳 子
	保健福祉支援部障害者福祉課長	宮 本 裕 介
	保健福祉支援部生活福祉調整課長	大 原 裕美子
	みなと保健所健康推進課長	二 宮 博 文
	子ども家庭支援部子ども政策課長	横 尾 恵理子
	教育委員会事務局学校教育部 教育指導担当課長	篠 崎 玲 子
	麻布地区総合支所区民課長 (総合支所区民課長の代表)	川 口 薫

令和5(2023)年10月10日現在



## 9 港区高齢者保健福祉計画検討委員会設置要綱

### (設置)

第1条 港区高齢者保健福祉計画の策定に当たり、区民や関係者の意見を反映させるため、港区高齢者保健福祉計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (定義)

第2条 この要綱において港区高齢者保健福祉計画とは、老人福祉計画、介護保険事業計画を含む計画とする。

### (所掌事項)

第3条 委員会は、次の事項について協議し、区長に報告するものとする。

- (1) 港区高齢者保健福祉計画の改定に関すること。
- (2) その他必要な事項

### (構成)

第4条 委員会は、区民及び学識経験者、医療関係者、福祉関係者等のうちから、区長が委嘱する16名以内の委員をもって構成する。

2 前項の区民委員のうち2名は、公募によるものとする。

### (任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から第3条に規定する事項について区長に報告をした日までとする。

### (委員会)

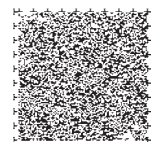
第6条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員が互選により定める。
- 3 副委員長は、委員のうちから委員長が指名する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (運営)

第7条 委員長は、委員会を招集し、会議を主宰する。

- 2 委員長は、委員の定数の半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、委員長は委員として議決に加わることはできない。
- 5 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、その意見を聴くことができる。



(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、公開とする。

(庶務)

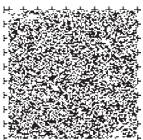
第9条 委員会の庶務は、保健福祉支援部高齢者支援課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(略)

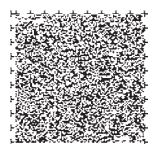


# 10 港区高齢者保健福祉計画検討委員会委員名簿

区 分	職 名	氏 名
学識経験者	明治学院大学 名誉教授	◎岡本 多喜子
	国際医療福祉大学大学院 教授	○野呂 千鶴子
公募区民	公募区民	人見 かおり
	公募区民	福士 寿美江
医療関係者	一般社団法人東京都港区医師会 副会長	中村 正彦
	公益社団法人東京都港区芝歯科医師会 副会長	西辻 直之
	一般社団法人東京都港区薬剤師会 副会長	青木 美子
介護事業者	港区介護事業者連絡協議会 居宅介護支援部	川名 順子
	港区介護事業者連絡協議会 通所介護部	北澤 茂雄
	港区介護事業者連絡協議会 訪問介護部	湯浅 和裕
	港区介護事業者連絡協議会 訪問看護部	豊田 亜弥
	社会福祉法人新生寿会 ありすの杜きのこ南麻布 施設長	宮本 憲男
福祉関係者 (関係団体)	港区民生委員・児童委員協議会 会長	田中 泉
	社会福祉法人港区社会福祉協議会 事務局長	奥野 佳宏
医療機関関係者	公益社団法人東京都理学療法士協会 港支部長	新井 保久
	認知症疾患医療センター	川端 奈緒

◎:委員長 ○:副委員長

令和5(2023)年10月6日現在



# 11 港区障害者地域自立支援協議会設置要綱

## (設置)

第1条 港区における障害者等への支援の体制の整備を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3の規定に基づき、港区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 障害者に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項に関すること。
- (2) 障害者に関する施策の推進について必要な連絡調整に関すること。
- (3) 障害者の相談支援に関すること。
- (4) その他区長が必要と認める事項

## (組織)

第3条 協議会は、学識経験者、障害者及びその家族並びに障害者の福祉に関する事業に従事する者、その他区長が必要と認めるもののうちから、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

2 前項の障害者及びその家族の中から委嘱する委員は、区民からの公募によって選定する。

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。再任する場合には、連続する在任期間は6年を越えないものとする。ただし、区長が専門知識活用等のため、特に必要と認める委員は、この限りでない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、会務を統括する。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

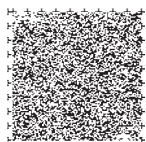
## (会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。

## (協議会の公開)

第7条 協議会の会議は、原則として公開とする。





(会議録の調製)

第8条 会長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(専門部会)

第9条 検討事項を専門的に調査検討するため、協議会に専門部会を置くことができる。

(幹事会)

第10条 協議会に諮る検討事項を調整するため、協議会に幹事会を置くことができる。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、保健福祉支援部障害者福祉課が担当する。

(委任)

第12条 協議会の運営その他この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年10月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱第3条の規定により港区障害者地域自立支援協議会委員に委嘱されている者に係る第4条の委員の任期については、なお従前の例による。

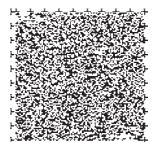
付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、平成30年10月1日から施行する。

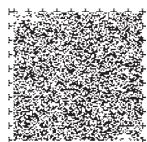
2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱第3条の規定により港区障害者地域自立支援協議会の委員に委嘱されている者に係る第4条の委員の任期については、なお従前の例による。



## 12 港区障害者地域自立支援協議会委員名簿

区 分	所属・役職	氏 名
公募区民	公募区民	高井 玲子
	公募区民	高田 千明
	公募区民	永廣 柁人
	公募区民	高橋 由香
関係団体、 学識経験者等	東洋大学 社会学部社会福祉学科 教授	高山 直樹
	東洋大学 福祉社会開発研究センター 客員研究員	丸山 晃
	特定非営利活動法人 らく福社会 理事長	吉澤 豊
	東京都港区医師会	中林 秀夫
	弁護士	青木 正賢
	港区民生委員・児童委員協議会会長	田中 泉
	東京都立港特別支援学校 校長	岡戸 良雄
	東京都立光明学園 統括校長	島添 聡
	社会福祉法人 港区社会福祉協議会 事務局長	奥野 佳宏
	港区心身障害児・者団体連合会 副会長	吉田 佳子
	港区心身障害児・者団体連合会 事務局長	廣岡 孝
	相談支援部会 代表 社会福祉法人 友愛十字会	山本 恵理
	就労支援部会 代表 特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団	長瀬 伸一

令和5(2023)年9月4日現在



## 13 港区自殺対策関係機関協議会設置要綱

(設置)

第1条 港区における自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、港区自殺対策関係機関協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 港区の総合的な自殺対策の推進に関すること。
- (2) 港区自殺対策推進計画の改定等に関すること。
- (3) 自殺対策に係る民間団体を含む関係機関の役割分担や連携に関すること。
- (4) 自殺対策の推進に係る知識の普及啓発に関すること。
- (5) 港区の自殺対策に関連する組織及び協力団体の育成に関すること。
- (6) その他区長が必要と認める事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に定める基準により区長が委嘱し、又は任命する委員20人以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(座長及び副座長)

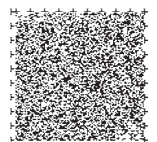
第5条 協議会に座長及び副座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- 4 副座長は、座長が指名する。
- 5 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときはその職務を代理する。

(運営)

第6条 協議会は、座長が招集する。

- 2 協議会は、港区自殺対策推進計画の改定年度にあっては必要に応じて開催し、当該改定年度以外の年度にあっては原則として1年度に1回開催する。
- 3 協議会は、非公開とする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、臨時委員として協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。



(港区精神保健福祉連絡協議会との連携)

第7条 協議会は、港区精神保健福祉連絡協議会設置要綱（平成11年4月1日11港み保第105号）に基づき設置する港区精神保健福祉連絡協議会と連携し、精神保健分野で必要な支援については総合的に取り組む。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、みなと保健所健康推進課において処理する。

(委任)

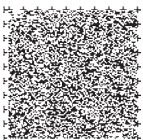
第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定める。

付 則

(略)

別表（第3条関係）

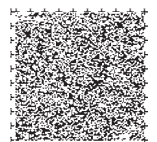
(略)



## 14 港区自殺対策関係機関協議会委員名簿

区分	職名	氏名
学識経験者等	東京慈恵会医科大学 精神医学講座 教授	繁田 雅弘
保健医療機関	東京都済生会中央病院 精神科副医長	多田 光宏
	一般社団法人 東京都港区医師会	五十嵐 良雄
福祉関係団体	高輪地区民生委員・児童委員協議会 副会長	能城 裕子
区民委員	公募区民	齋藤 里絵
	公募区民	芳賀 勲
民間団体	特定非営利活動法人 自殺対策支援センターライフリンク 代表	清水 康之
	特定非営利活動法人 メンタルケア協議会 副理事長	西村 由紀
	特定非営利活動法人 全国自死遺族総合支援センター 理事長	杉本 脩子
	特定非営利活動法人 Light Ring. 代表理事	石井 綾華
関係行政機関	三田警察署・生活安全課長	黒木 健次
	芝消防署 警防課長	坂口 晃
	三田労働基準監督署 副署長	津田 太郎
	東京都立中部総合精神保健福祉センター 副所長	菅原 誠
区委員	みなと保健所長	笠松 恒司

令和5(2023)年10月20日現在



## 15 港区成年後見制度利用促進協議会設置要綱

(設置)

第1条 港区における成年後見制度に関する施策の適切な運用を目的として、関係機関との連携及び情報共有を推進し、成年後見制度の理解と利用促進を図るため、港区成年後見制度利用促進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 成年後見制度の利用促進に関する施策に関すること。
- (2) 成年後見制度の利用促進に関する施策の進捗状況に関すること。
- (3) その他成年後見制度の利用促進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者で区長が委嘱し、又は任命する委員16人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 1人
- (2) 医師 1人
- (3) 障害者団体関係者 3人以内
- (4) 高齢者団体関係者 1人
- (5) 社会福祉関係者 4人以内
- (6) 法曹等関係者 5人以内
- (7) 民間事業者関係者 1人

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

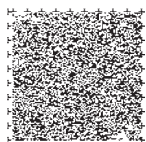
第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出し、会務を統括する。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名し、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営)

第6条 会長は、必要に応じ協議会を招集し、会議を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して協議会への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会は、公開することが適当でないとき認めるときは、出席委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とすることができる。



4 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

(守秘義務)

第7条 委員は、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉支援部保健福祉課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成30年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

総論

分野ごとの  
計画子育て  
子育て

高齢者

障害者

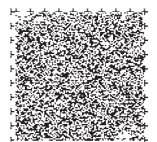
健康づくり  
保健

生活福祉

地域福祉

分野横断的  
取組

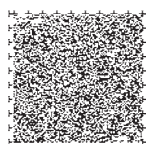
参考資料



## 16 港区成年後見制度利用促進協議会委員名簿

職 名	氏 名
明治学院大学 法学部長	今尾 真
港法曹会	八杖 友一
一般社団法人 東京都港区医師会	荒川 千晶
成年後見センター・リーガルサポート東京支部 港地区 リーダー	國賀 綾
公益社団法人 東京社会福祉士会	加瀬 祐子
東京税理士会 芝支部 業務対策部委員	近藤 直之
東京税理士会 麻布支部	小野 幸枝
東京都行政書士会 港支部 副支部長	黒澤 聡子
港区しんきん協議会 事務長	横井 有
港区民生委員・児童委員協議会 会長職務代理	古角 佐知子
港区心身障害児・者団体連合会 会長	堀 信子
港区心身障害児・者団体連合会 副会長	吉田 佳子
特定非営利活動法人 みなと障がい者福祉事業団 副理 事長	平井 照子
公益社団法人 港区シルバー人材センター 会長	吉川 顯
港区介護事業者連絡協議会 副会長	享保 奈々
高輪地区高齢者相談センター 管理者	内藤 麻里

令和5(2023)年8月23日現在

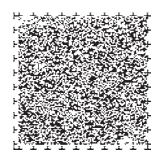




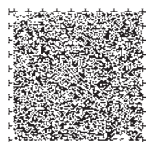
# 17 港区地域保健福祉推進協議会・分科会 検討経過

会議	回	開催日	主な議題
港区地域保健福祉推進協議会	第1回	令和5年6月9日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「くらしと健康の調査」結果について</li> <li>○令和4年度下期港区地域保健福祉計画の進捗状況について</li> <li>○港区地域保健福祉計画等改定について（案）</li> </ul>
	第2回	令和5年10月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和5年度上期港区地域保健福祉計画の進捗状況について</li> <li>○港区地域保健福祉計画（素案）について</li> <li>○令和6年度以降の検討体制について（案）</li> </ul>
	第3回	令和6年2月2日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○港区地域保健福祉推進協議会各分科会等の検討状況について</li> <li>○港区地域保健福祉計画 令和5年度改定版（素案）に寄せられた意見に対する区の考え方について</li> <li>○港区地域保健福祉計画 令和5年度改定版（案）について</li> </ul>
子ども・子育て分科会	第1回	令和5年7月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子ども・子育て分科会の進め方について</li> <li>○港区地域保健福祉計画進捗状況報告【子ども・子育て分野】</li> <li>○区で実施した各種子ども・子育て関連調査の結果等について</li> <li>○港区地域保健福祉計画等改定方針【子ども・子育て分野】について</li> <li>○重要テーマ及び必要な追加資料の調査について</li> </ul>
	第2回	令和5年8月22日	○次期地域福祉計画（子ども・子育て分野）の政策体系（案）について
	第3回	令和5年10月11日	○港区地域保健福祉計画素案（案）【子ども・子育て分野】について
高齢者分科会 （港区高齢者保健福祉計画検討委員会）	第1回	令和5年6月14日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○港区高齢者保健福祉計画等について</li> <li>○港区高齢者保健福祉計画等の改定について</li> </ul>
	第2回	令和5年7月27日	○港区高齢者保健福祉計画等の改定について
	第3回	令和5年10月6日	○港区高齢者保健福祉計画等（素案）（案）について
	第4回	令和6年1月19日	○港区高齢者保健福祉計画等（案）について
障害者分科会 （港区障害者地域自立支援協議会）	第1回	令和5年7月13日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各専門部会からの報告について</li> <li>○港区地域保健福祉計画等改定について</li> <li>○専門部会の設置について</li> </ul>
	第2回	令和5年9月4日	<ul style="list-style-type: none"> <li>○各専門部会からの報告について</li> <li>○港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画（素案）について</li> </ul>
	第3回	令和6年1月31日	○港区障害者計画・第7期港区障害福祉計画・第3期港区障害児福祉計画（素案）について

総論  
分科会  
この分野  
子ども・子育て  
高齢者  
障害者  
健康づくり・保健  
生活福祉  
地域福祉  
分野横断的  
取組  
参考資料



会議	回	開催日	主な議題
健康づくり・保健分科会	第1回	令和5年8月30日	○港区地域保健福祉計画改定の流れについて ○次期地域保健福祉計画に定める項目について ○港区地域保健福祉に包含する計画について
	第2回	令和5年10月12日	○前回の議論及び反映状況について ○港区地域保健福祉計画（素案）について ○現行計画の進捗状況の報告
	第3回	令和6年1月24日	○前回の議論及び反映状況について ○港区地域保健福祉計画（素案）について
港区自殺対策関係機関協議会	第1回	令和5年10月20日	○令和4年の港区の自殺の状況について ○令和4年度港区自殺対策推進計画（改定版）の進捗状況について ○次期港区自殺対策推進計画について ○港区自殺対策関係機関協議会委員の追加について
	第2回	令和6年2月2日	○次期港区自殺対策推進計画の策定状況について ○計画の推進・評価体制について
港区成年後見制度利用促進協議会	第1回	令和5年8月23日	○港区成年後見制度利用促進基本計画進捗状況について ○港区成年後見制度利用促進基本計画の改定について
	第2回	令和6年1月26日	○令和5年度港区成年後見制度利用促進事業に関する取組と事業報告 ○令和6年度の取組 ○港区地域保健福祉計画（素案）について



## 18 区民説明会開催状況

回	開催日程		場所
1	令和5（2023）年 12月11日（月）	午後2時30分～	台場区民センター 第1・第2集会室
2	12月12日（火）	午後2時30分～	赤坂区民センター 研修室
3	12月14日（木）	午後2時30分～	高輪地区総合支所 会議室
4	12月15日（金）	午後2時30分～	本庁舎 9階会議室
5	12月16日（土）	午後2時30分～	本庁舎 9階会議室
6	12月18日（月）	午後2時30分～	男女平等参画センター（リーブラ）学習室C
7	12月20日（水）	午後2時30分～	麻布区民協働スペース1・2

総論

分野ごとの  
計画子育て  
子育て

高齢者

障害者

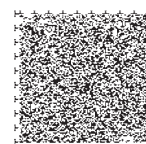
健康づくり  
保健

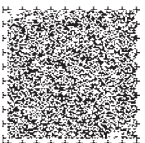
生活福祉

地域福祉

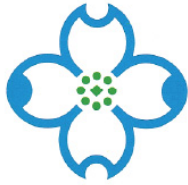
分野横断的  
取組

参考資料





区 の 木



ハナミズキ

区 の 花



アジサイ



バラ



港区のマークは、昭和24年7月30日に制定しました。旧芝・麻布・赤坂の3区を一丸とし、その象徴として港区の頭文字である「み」を力強く、図案化したものです。

刊行物発行番号 2023264-3711

## 港区地域保健福祉計画

(令和3(2021)年度～令和8(2026)年度)

令和5(2023)年度改定版

令和6(2024)年3月発行

発行：港区

編集：港区保健福祉支援部保健福祉課

港区芝公園一丁目5番25号

TEL 03-3578-2111 (代表)

<https://www.city.minato.tokyo.jp>

